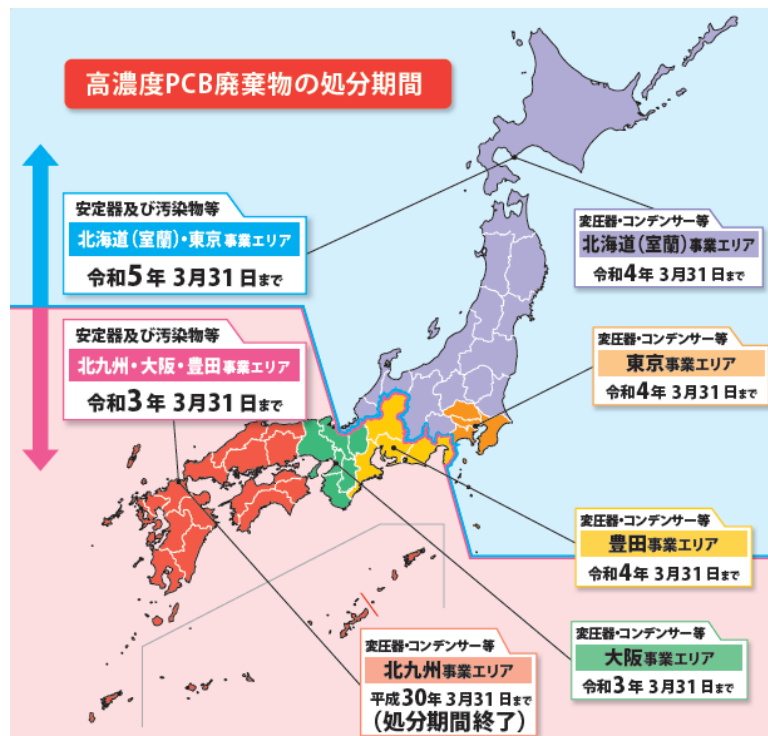


ポリ塩化ビフェニル(PCB)使用製品及び PCB廃棄物の処理に関するご案内

⚠️ PCB廃棄物処理の期限が迫っています

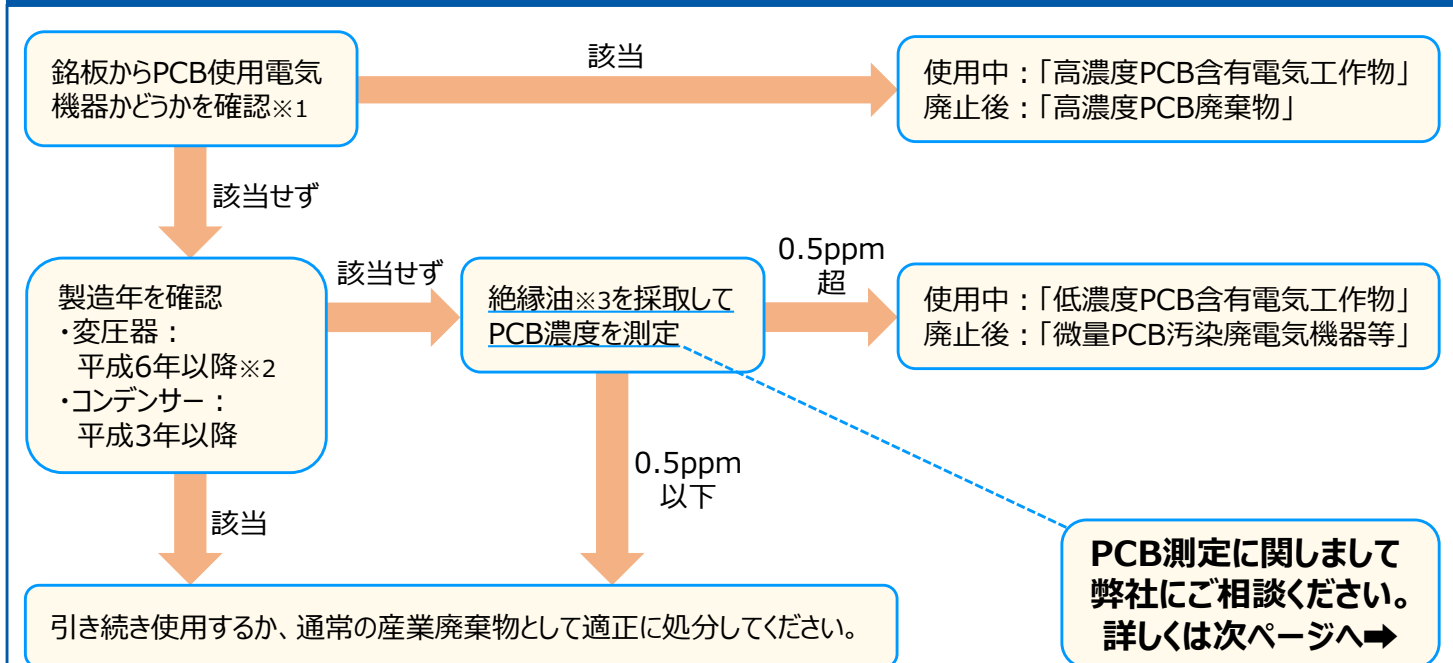


「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」(PCB特別措置法)の施行により、高濃度PCB廃棄物は、地域ごとに定められた処分期間内に必ず処分しなければなりません。使用中の変圧器・コンデンサー及び安定器等についても、処分期間内に使用を終え、処分する必要があります。

低濃度PCB廃棄物処分の期限
令和9年3月31日まで

※高濃度PCB廃棄物の内、PCBを含む油については、PCBの重量割合が0.5%(→5000ppm)を超えるものをいいます。

PCB含有の有無を判別する方法 -変圧器・コンデンサー等の場合-



※1 詳細は各メーカーに問い合わせか、(一社)日本電機工業会のホームページをご参照ください。

銘板確認のため、通電中の変圧器・コンデンサーに近づく感電の恐れが大変危険です。必ず電気保安技術者に依頼して確認してください。

※2 変圧器については、絶縁油の入替や絶縁油に係るメンテナンスが行われていないこと。

※3 変圧器については、製造時に充填された絶縁油中のPCB濃度であること。

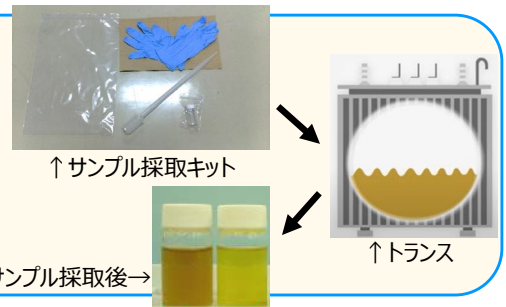
PCB測定に関するご案内

弊社におけるPCB分析(受託)について

サンプル採取

サンプル採取キットを用意しております。トランス等から絶縁油を採取・送付により、本社・広島総合・北九州の分析室にて全国どこからでも対応可能でございます。

(サンプル採取キット：試料ビン、スポイト、ゴム手袋、ワイプ、
チャック付ビニール袋、ラベル、採取手順書)



分析(PCB濃度測定)

以下の公定法に準拠した方法にて測定しております。

- ・絶縁油中の微量PCBに関する簡易測定法マニュアル
- 2.1.2 加熱多層シリカゲルカラム/アルミナカラム/キャピラリーガス
クロマトグラフ/電子捕獲型検出器(GC/ECD)法



測定結果より

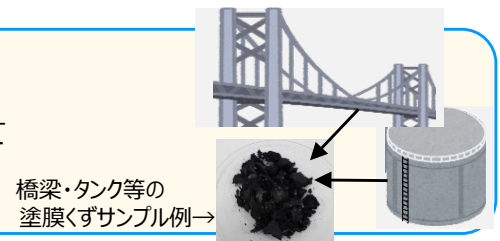
PCBが含有されておらずリサイクル可能な場合、
廃油の収集からリサイクル処理までを弊社が一貫して行います。

面倒な手続きが
不要です！

その他PCB測定に関しまして

塗膜くず中のPCB測定についても可能でございます。また、GC-MSMS装置にて
低濃度PCB廃棄物の見極め判定にも対応させていただきます。

※分析方法：低濃度PCB含有廃棄物に関する測定方法(第4版)



その他弊社分析事業に関しまして

喜楽鉱業グループ内各事業所における分析室において、計量証明書の発行業務を通じて分析サービスのご提供も可能でございます。

-対応可能な測定方法-

以下の公定法に準拠した方法での測定が可能です。(一部、抜粋)

- ・S49.9.30 環境庁告示第64号 排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法
- ・S46.12.28 環境庁告示第59号 水質汚濁に係る環境基準について
- ・JIS K 0102 (工場排水試験方法)
- ・JIS K 0125 (用水・排水中の揮発性有機化合物試験方法)

測定可能項目に関しまして、水質管理項目全般、人の健康への係る項目、生活環境への係る項目等の対応が可能です。お問い合わせくださいませ。

<分析料金等、その他ご相談に関しまして>

弊社担当営業、若しくは下記連絡先までお問い合わせ下さいませ。

本社 住所 〒520-3114 滋賀県湖南市石部口2丁目7番33号

TEL 0748-77-4689

E-mail kankyou@kiraku-k.com

弊社について詳しくは

喜楽鉱業

検索

① 現在の PCB 処分に関する情報について



※環境省ＨＰより引用

！高濃度 PCB 廃棄物処分の期限が迫っています。

- ・昭和 28 年(1953 年)から昭和 47 年(1972 年)に国内で製造された変圧器・コンデンサには絶縁油に PCB が使用されたものがあります。
- ・機器に取り付けられた銘板を確認することで判別できます。

→詳細は各メーカーに問い合わせる。もしくは、（一社）日本電機工業会のホームページをご参照ください。

リンク先：<http://jema-net.or.jp/Japanese/pis/pcb/hanbetsuhyo.html>

※高濃度 PCB 廃棄物とは、PCB 濃度が 5,000mg/kg を超える廃棄物

！低濃度 PCB 廃棄物の無害化の処分期限は、2027 年 3 月 31 日まで

- ・平成 2 年(1990 年)までに製造した電気機器には PCB 汚染の可能性があることが知られています。絶縁油の入替ができないコンデンサーでは、平成 3 年以降に製造されたものは PCB 汚染がないとされています。
- ・変圧器のように絶縁油に係るメンテナンスを行うことができる電気機器では、平成 6 年以降に出荷された機器であって、絶縁油の入替や絶縁油に係るメンテナンスが行われていないことが確認できれば、PCB 汚染の可能性はなく、電気機器に取り付けられた銘板に記載された製造年とメンテナンスが行われていないことが確認できれば、PCB 汚染の可能性はないとされています。

以上の内容より、電気機器の取り付けられた銘板に記載された製造年とメンテナンスの実施履歴等を確認することで PCB 汚染の可能性を確認し、更に、上記の製造年よりも前に製造された電気機器については、**実際に電気機器からの絶縁油を採取して PCB 濃度を測定して PCB 汚染の有無を判別します。**

※低濃度 PCB 廃棄物とは、PCB 濃度が 5,000mg/kg 以下の廃棄物

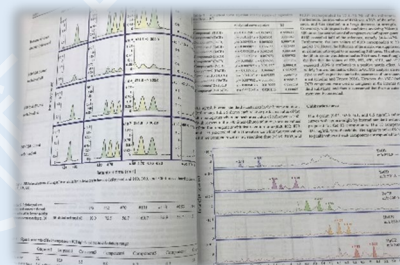
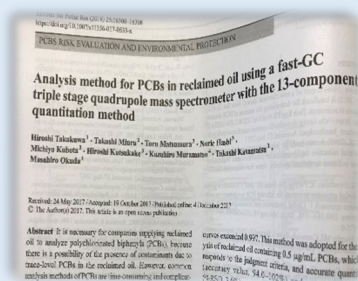
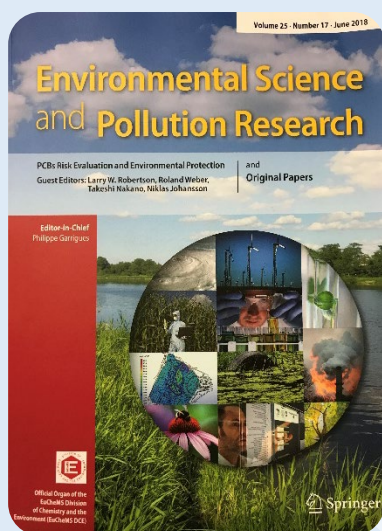
② 弊社採用の業界最速 PCB 分析方法に関する情報更新のご案内

～業界最速分析！ 最短 15 分での確実判定！～

分析方法：Fast GC トリプル四重極 MS/MS 直接測定-13 成分定量法



米国環境化学誌（Springer 社 Environmental Science and Pollution Research）に論文投稿されました。



環境汚染に関するテーマに PCB に関する分野の特集が生まれ、分析

手法開発としての論文投稿がされました。

今後は、生産性の向上を図る重要性も考慮し、現行の分析内容よりも更に合理化を図る為の技術開発を推進します。

また、いち速く正確に情報を得ることで、徹底した安心・安全・高品質をお客様へご提供できるように取り組んで参ります。

受託分析につきましても、ご相談、ご用命ください

・絶縁油に関する試験

・塗膜くず等の低濃度 PCB 廃棄物に関する試験 等

公定法に基づく分析対応も可能です。

・絶縁油中の微量 PCB に関する簡易測定法マニュアル（第 3 版）

～平成 23 年 5 月 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課～

・低濃度 PCB 含有廃棄物に関する測定方法（第 3 版）

～平成 29 年 4 月 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課～

他、ご用命、ご相談がございましたら、なんなりとお申し付けください。

③ 計量証明事業登録化（濃度関係）を完了しております。

喜楽鉱業グループ内各事業所における分析室において、計量証明事業登録化（濃度関係）を完了しました。計量証明書の発行業務を通じて分析サービスのご提供も可能です。

お客様へのメリット向上のお手伝いとして、

- ・お客様の施設管理、水質管理面でのトータルサポートの充実化
- ・廃棄物の一貫処理体制の更なる構築化に伴う迅速対応
- ・トータルコスト削減への寄与 など

今後は、お客様のご要望に限りなくお応えできる体制を整え、更なる対応力強化が図れるように努めて参ります。

～計量証明書事業登録証案内～

計量証明事業登録証

1 登録年月日 平成 30 年 9 月 18 日

2 登録番号 第 55 号

3 住 所 滋賀県瀬田市石部口二丁目7番33号

4 氏名又は名称 喜楽鉱業株式会社

5 事業の区分 濃度に係る計量証明の事業

6 事業所の所在地 滋賀県瀬田市石部口二丁目7番33号

上記につき、計量法第107条の登録をしたことを証します。

平成 30 年 9 月 18 日

滋賀県知事 三日月 大進

計量証明事業登録証

1 登録の年月日 平成 21 年 10 月 13 日

2 登録番号 第 K-108 号

3 住 所 広島県瀬田市石部口二丁目7番33号

4 氏名又は名称 喜楽鉱業株式会社

5 事業の区分 第6号 濃度に係る計量証明事業
(水又は土壌中)

6 事業所の所在地 山県郡北広島町新氏神72番2号

上記につき、計量法第107条の登録をしたことを証します。

平成 21 年 10 月 13 日

広島県知事 藤田 隆山

計量証明事業登録証

1 登録の年月日 平成 30 年 12 月 4 日

2 登録番号 第 89 号

3 住 所 福岡県瀬田市石部口二丁目7番33号

4 氏名又は名称 喜楽鉱業 株式会社

5 事業の区分 濃度に係る計量証明の事業
(水又は土壌中の濃度に係る事業)

6 事業所の所在地 福岡県北九州市若松区響町一丁目64番地

上記につき、計量法第107条の登録をしたことを証します。

平成 30 年 12 月 4 日

福岡県知事 小川 洋

滋賀県登録番号 第 55 号

広島県登録番号 第 K-108

福岡県登録番号 第 89 号

対応可能な測定方法

以下の公定法に準拠した方法での測定が可能です。（一部、抜粋）

- ・S49.9.30 環境庁告示第 64 号 排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法
- ・S46.12.28 環境庁告示第 59 号 水質汚濁に係る環境基準について
- ・JIS K 0102（工場排水試験方法）
- ・JIS k 0125（用水・排水中の揮発性有機化合物試験方法）

測定可能項目に関しても、水質管理項目全般、人の健康への係る項目、生活環境への係る項目等の対応が可能です。お問い合わせくださいませ。